入札の心得

- 1 町有不要物品の整理処分に係る公売を行うについては、地方自治法(昭和 22年法律第67号)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び三種町財 務規則(平成18年三種町規則第44号。)の定めるところによる。
- 2 入札保証金は、免除する。
- 3 入札金額は、消費税額及び地方消費税額とリサイクル料を含めないものと する。
- 4 売買契約金額は、入札書に記載された金額に消費税額及び地方消費税額、 車両の場合は自動車リサイクル料金を加算した金額とする。
- 5 郵便による入札を認めるが、指定する期日必着分までを有効とする。
- 6 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 記名押印をしていない入札
 - (2)金額を訂正した入札
 - (3) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
 - (4) その他、入札に関する条件に違反した入札
- 7 入札者は、一旦提出した入札書の引換え変更又は取り消しをすることができない。
- 8 入札中、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 9 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、教育委員会において公正なくじ引きにより落札者を決める。
- 10 この入札者の受けたいかなる損害も、町はその責を負わない。
- 11 落札者は、落札の通知を発した日から起算して5日以内に契約をしなければならない。
- 12 落札者は落札決定後、指定する期日までに町発行の納付書により売り払い代金を納付し、落札物件を引き取ること。
- 13 入札書には、日付、入札者住所氏名、物品、金額を必ず記入し、押印したうえで郵送または持参すること。